

平成22年4月から子ども手当制度が始まりました

子ども手当の概要

1. 趣旨

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに、子どもを養育している方に支給するものです。

2. 支給対象となる子ども

中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子ども

※児童手当制度は、小学校修了前の子どもが対象となっており、受給者に所得制限がありました。が、子ども手当は、中学校修了前まで支給対象が拡大し、所得制限もありません。

3. 手当の額

子ども一人につき月額 1 万 3 千円

4. 支給を受けるための手続き等

●児童手当を受給されていた方

基本的に、児童手当の支給対象児童については手続きは必要ありません。ただし、新たに子ども手当の対象となる子ども（原則として中学2年生と中学3年生）がいらっしゃる場合には申請手続きが必要です。

●児童手当を受給されていなかった方

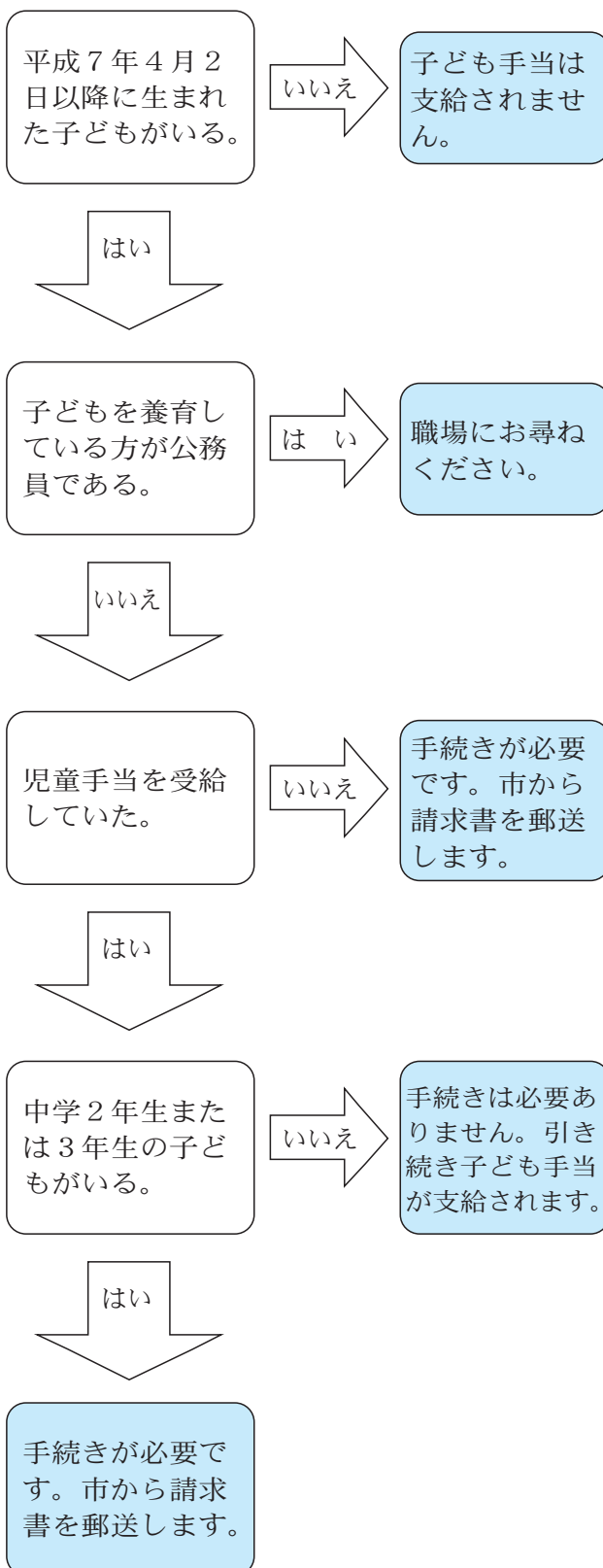
子ども手当の支給の対象となる中学校修了前の子どもを養育されている方が、子ども手当の支給を受けるためには、申請手続きが必要です。

※手続きが必要と思われる世帯には4月中に請求書を送付しますが、子どもと別居されている方など市で把握できない場合もありますので、子ども手当がもらえるはずなのに4月中に送付されてこない時は下記までお問い合わせください。

5. 支払期日

子ども手当は児童手当と同じく、6月、10月、2月に前月分までの手当が支払われます。（本年6月は平成22年2、3月分の児童手当と平成22年4、5月分の子ども手当が支払われます。）

子ども手当の手続きは必要？



※公務員の方は職場での手続きとなりますので、市での手続きは必要ありません。

● 問い合わせ先 福祉課児童家庭係 ☎ 72-2111 内線 445